

平成26年7月14日  
こども部保育課

## 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について

## 1. 利用者負担額の構造(国の考え方)

・新制度の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案してさだめることとされて、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

・国が定める水準は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定することとなる。

・1号認定(教育標準時間認定)を受ける利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層と同様の5区分となる。

(国が示したイメージ(案))

## 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	~270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

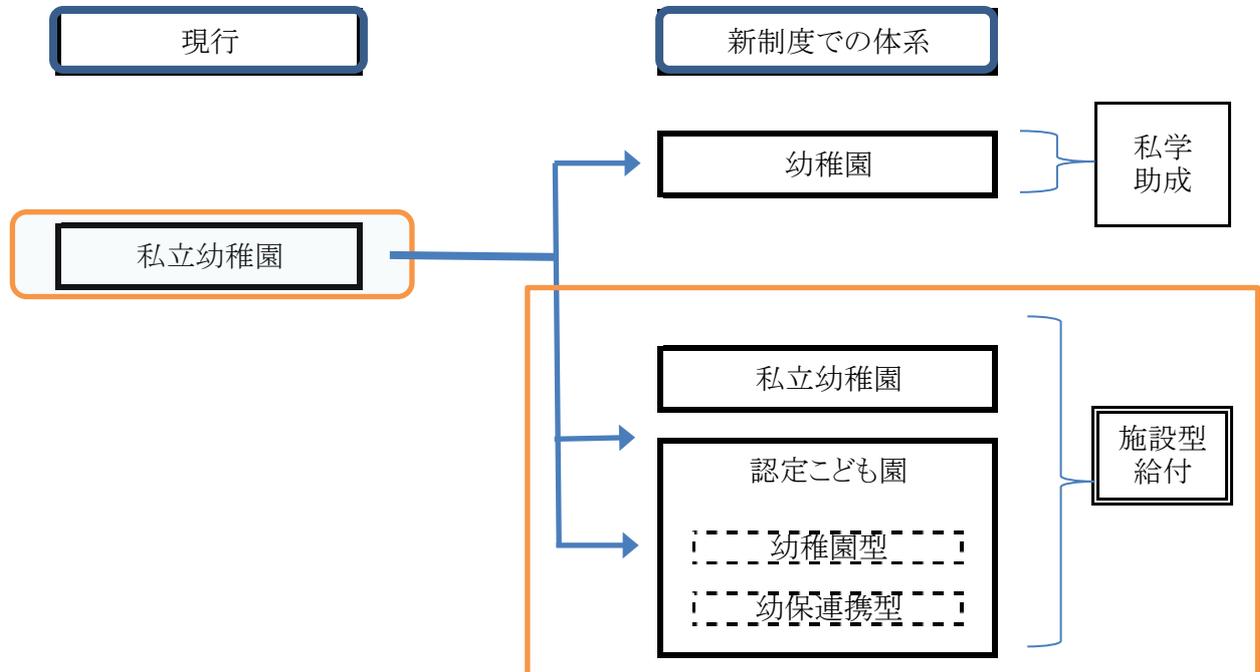
※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①~⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

## 2. 1号認定利用対象施設



※市川市には認定こども園はありません。  
※保育所等から認定こども園に移行することも可能です。

## 3. 市川市幼稚園の現状

(1) 私立幼稚園32園の入園料、保育料(平成26年度私立幼稚園実態調査より)

・入園料(年額) 30,000円～150,000円	平均約77,000円	月額約2,139円(3年間)
・保育料(年額) 210,000円～384,000円	平均約280,000円	月額約23,333円

その他諸経費、給食、教材費などは別

(2) 利用児童数 4,914人 (平成26年5月1日現在)

(3) 私立幼稚園就園奨励費補助制度

私立幼稚園に通園させている保護者を対象に、その経済的負担を軽減するため、国の補助を受けて入園料・保育料の助成を行う

保護者の世帯の所得状況に応じて

年額35,000円から343,000円を補助(うち35,000円は市単独上乗せ補助)

## 4. 市川市の利用者負担の考え方

(1) 国基準を踏まえ、現行の私立幼稚園就園奨励費補助制度の水準を基準とする

所得階層は国基準どおり5階層とする

利用者負担額は、就園奨励費補助金を控除した実費負担額とし、さらに市単独補助金  
年額35,000円(月額≒2,900円)を控除した額を本市の水準額とする

現行の幼稚園利用者負担の補助限度額			国基準	市案
所得階層区分	年額	月額	月額保育料	月額保育料
第1階層 生活保護世帯	308,000円	25,700円	0円	0円
第2階層 市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯)	199,200円	16,600円	9,100円	6,200円
第3階層 市民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	115,200円	9,600円	16,100円	13,200円
第4階層 市民税所得割課税額 221,200円以下の世帯	62,200円	5,200円	20,500円	17,600円
第5階層 市民税所得割課税額 221,201円以上の世帯	0円	0円	25,700円	22,800円